



事務連絡
平成 26 年 7 月 17 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

処方せんへの保険薬剤師の記名の取扱いについて

今般、別添の「処方箋への記名の取扱いについて」（平成 26 年 7 月 10 日付け厚生労働省医薬食品局総務課事務連絡）において、薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 26 条の規定による薬局における調剤済み処方箋への記名の取扱いが整理されたところでは、

保険薬剤師については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日付け保険発第 82 号）の別紙 2 の第 5 の 9 の (3) により、調剤したときは、その処方せんに「調剤を行った保険薬剤師が署名するか又は保険薬剤師の姓名を記載し、押印すること」とされているところであるが、下記のとおり、薬剤師法と同様の取扱いとしますので、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

保険薬局において調剤した保険薬剤師は、調剤済みである旨及び調剤した保険薬剤師の氏名が入ったスタンプを処方せんに押した場合は、調剤した保険薬剤師の氏名の記名を行ったものとして取扱い、この記名を別途しなくても差し支えない。

ただし、処方せん中に保険薬剤師氏名の記入欄があり、この記入欄への記名に代えて上記のスタンプを利用する場合は、この記入欄の近くにスタンプを押すなど、調剤した保険薬剤師が容易に分かるようにすること。

また、保険薬剤師の氏名の記名に代えて上記のスタンプを利用する場合であっても、調剤した保険薬剤師による押印は省略できない。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL : 03-5253-1111(内線 3288)

FAX : 03-3508-2746

事 務 連 絡

平成 26 年 7 月 10 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

処方箋への記名の取扱いについて

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

処方箋への記入等については、薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 26 条により、薬剤師は、調剤したときは、その処方箋に、調剤済みの旨、調剤年月日等を記入し、かつ、記名と押印し、又は署名しなければならないと規定されています。これは、以下の理由によるものです。

- ・薬剤師は、医師と独立した立場で、薬学的観点から患者の状態を対面で確認し、処方内容を適切にチェックした上で調剤を行うことで、患者が複数の医療機関を受診した時でも「重複投薬の防止」や、「相互作用の確認」など適切な服薬管理と説明を行う役割と責任を負っている。
- ・特に、処方箋により調剤される薬剤は、その効能・効果等において人体に対する作用が著しく、重篤な副作用が生じるおそれがあるため、こうした薬剤師の役割と責任の下で、それぞれの調剤に最終的な責任を有する薬剤師が誰であることを明確にする必要がある（健康被害が生じた際には、これを処方した医師や調剤した薬剤師の刑事的な責任等が問われる場合もある）。

今般、この薬局における調剤済み処方箋への記名の取扱いについて、これまで自治体から質問が寄せられていること等を受けて、下記のとおり取扱いを整理しましたので、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

薬局において調剤した薬剤師は、調剤済みである旨及び調剤した薬剤師の氏名が入ったスタンプを処方箋に押した場合は、調剤した薬剤師の氏名の記名を行ったものとして取扱い、この記名を別途しなくても差し支えない。

ただし、処方箋中に薬剤師氏名の記入欄があり、この記入欄への記名に代えて上記のスタンプを利用する場合は、この記入欄の近くにスタンプを押すなど、調剤した薬剤師が容易に分かるようにすること。

また、薬剤師の氏名の記名に代えて上記のスタンプを利用する場合であっても、調剤した薬剤師による押印は省略できない。

照会先

厚生労働省医薬食品局総務課

電話 03-5253-1111 (代表)

田中、大橋 (内線 2710、4212)